



近年の温泉行政を巡る状況について

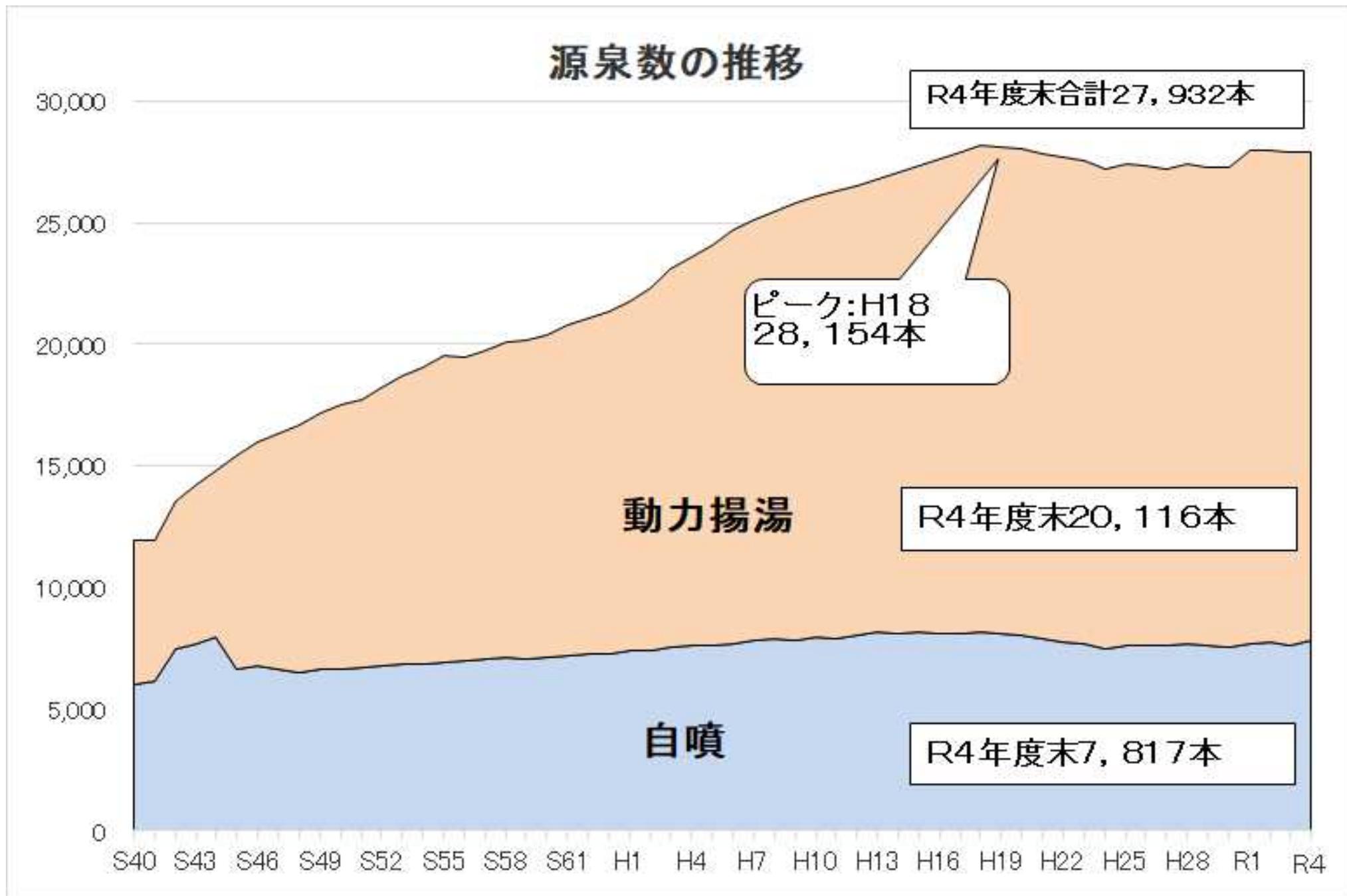
中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会（第20回）資料

2024年9月17日

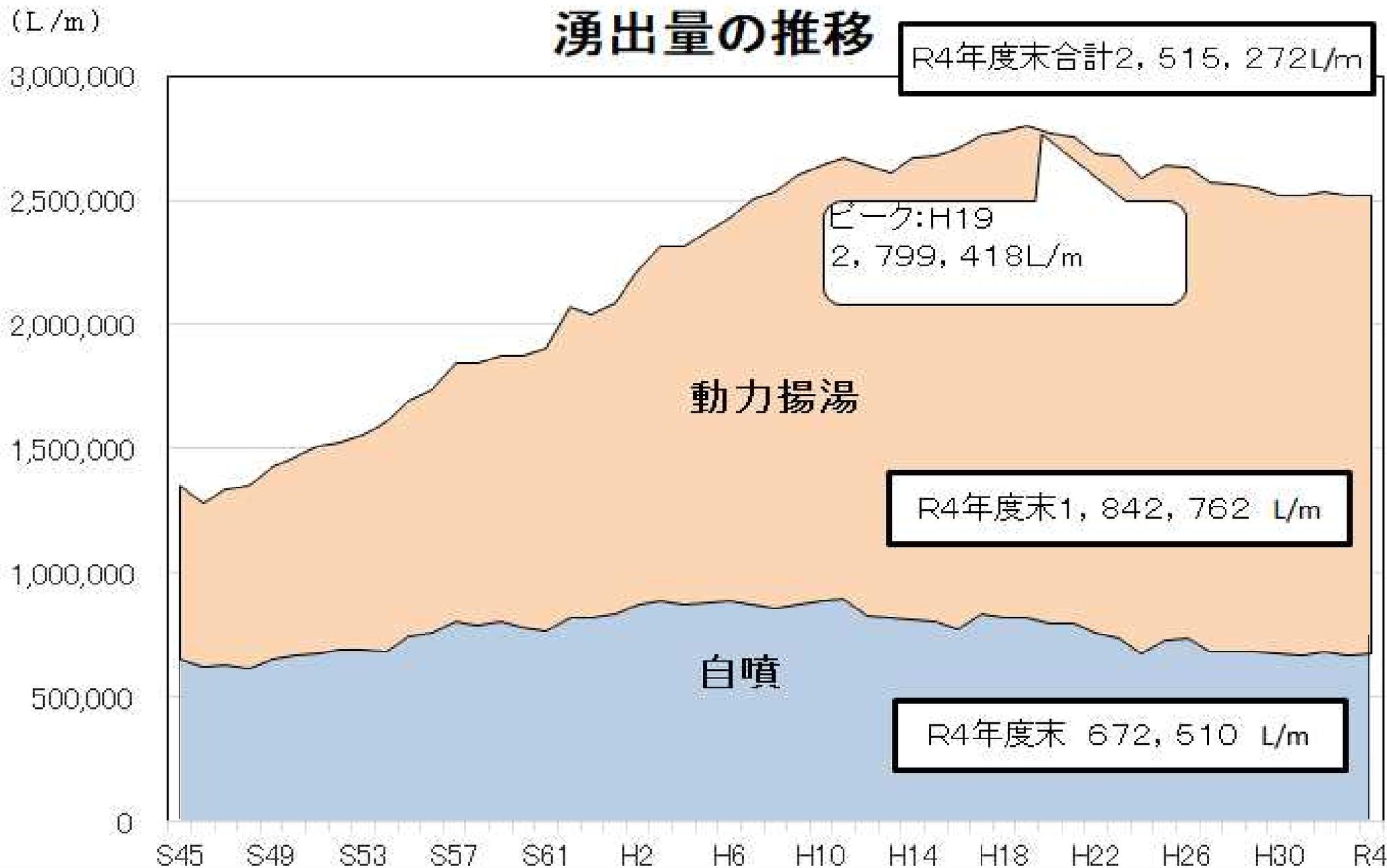
自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室

近年の温泉利用状況

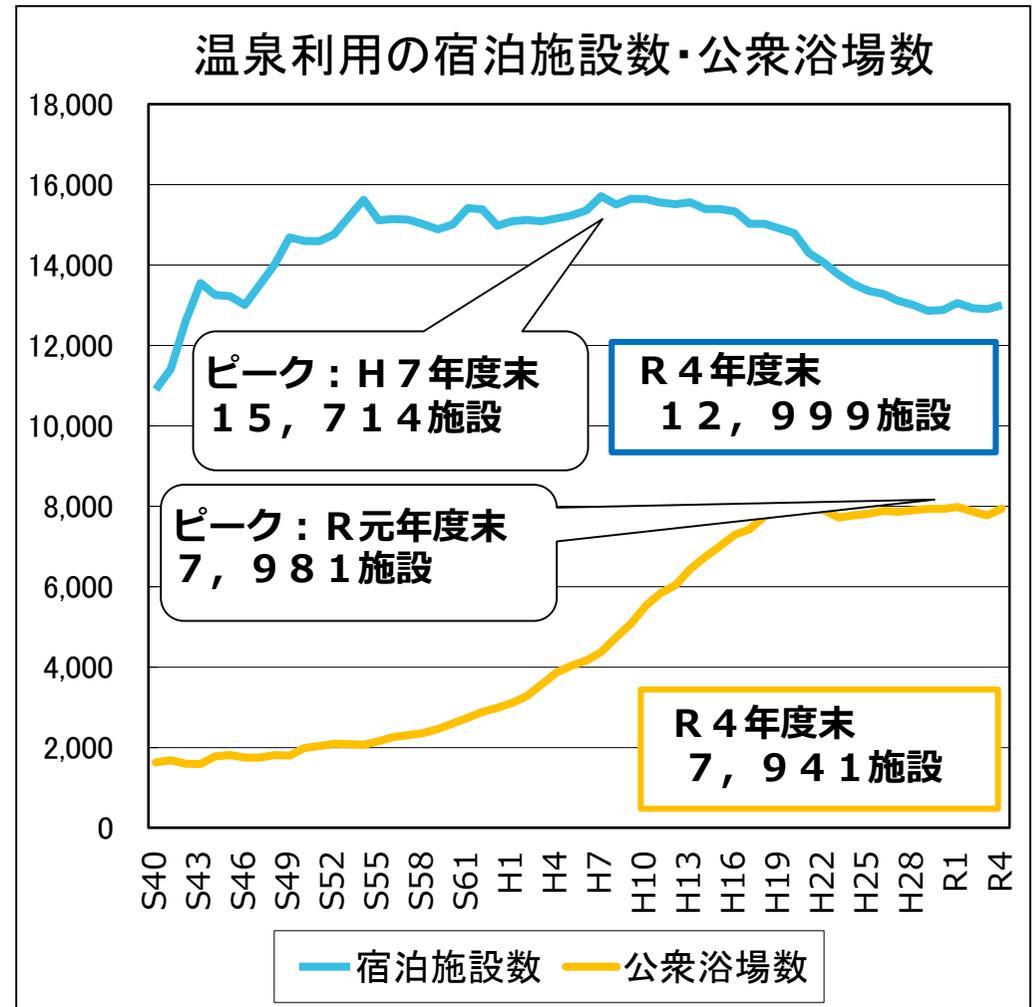
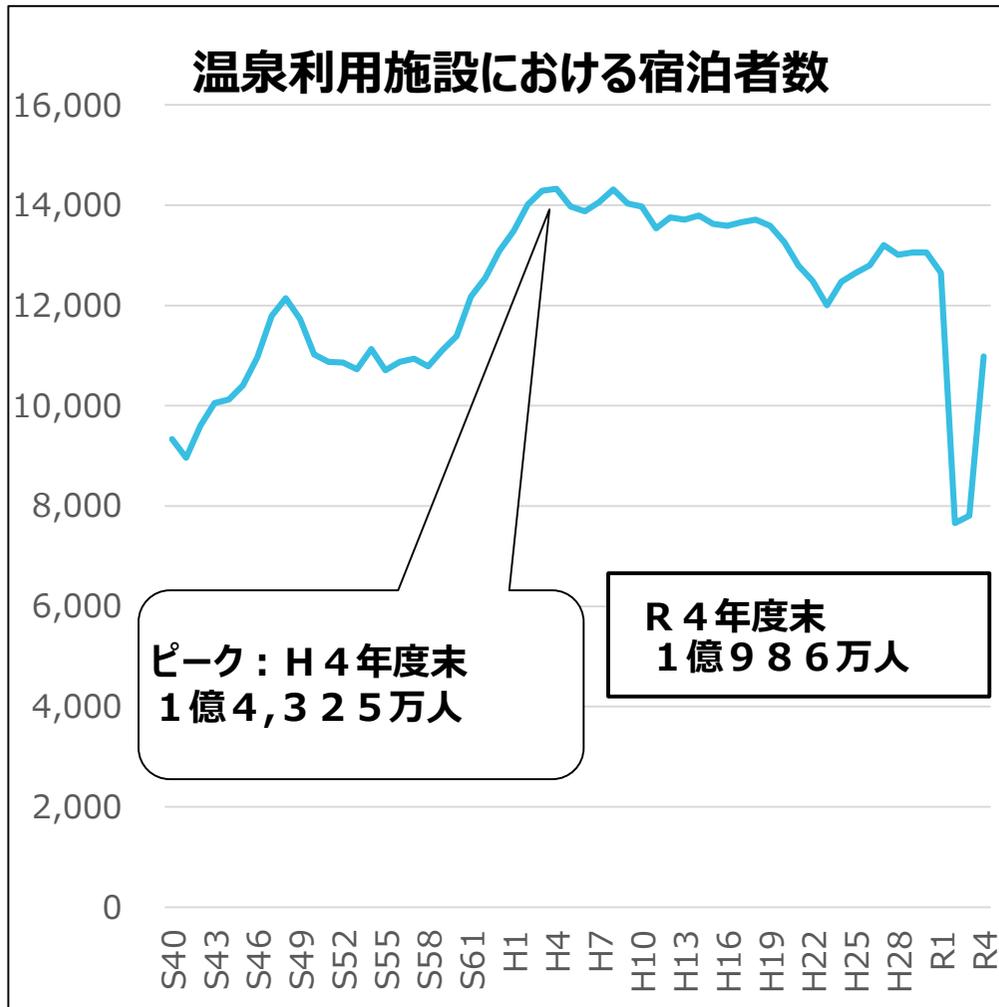
近年の温泉利用状況について ①源泉数



近年の温泉利用状況について ② ゆう出量



近年の温泉利用状況について ③温泉利用施設

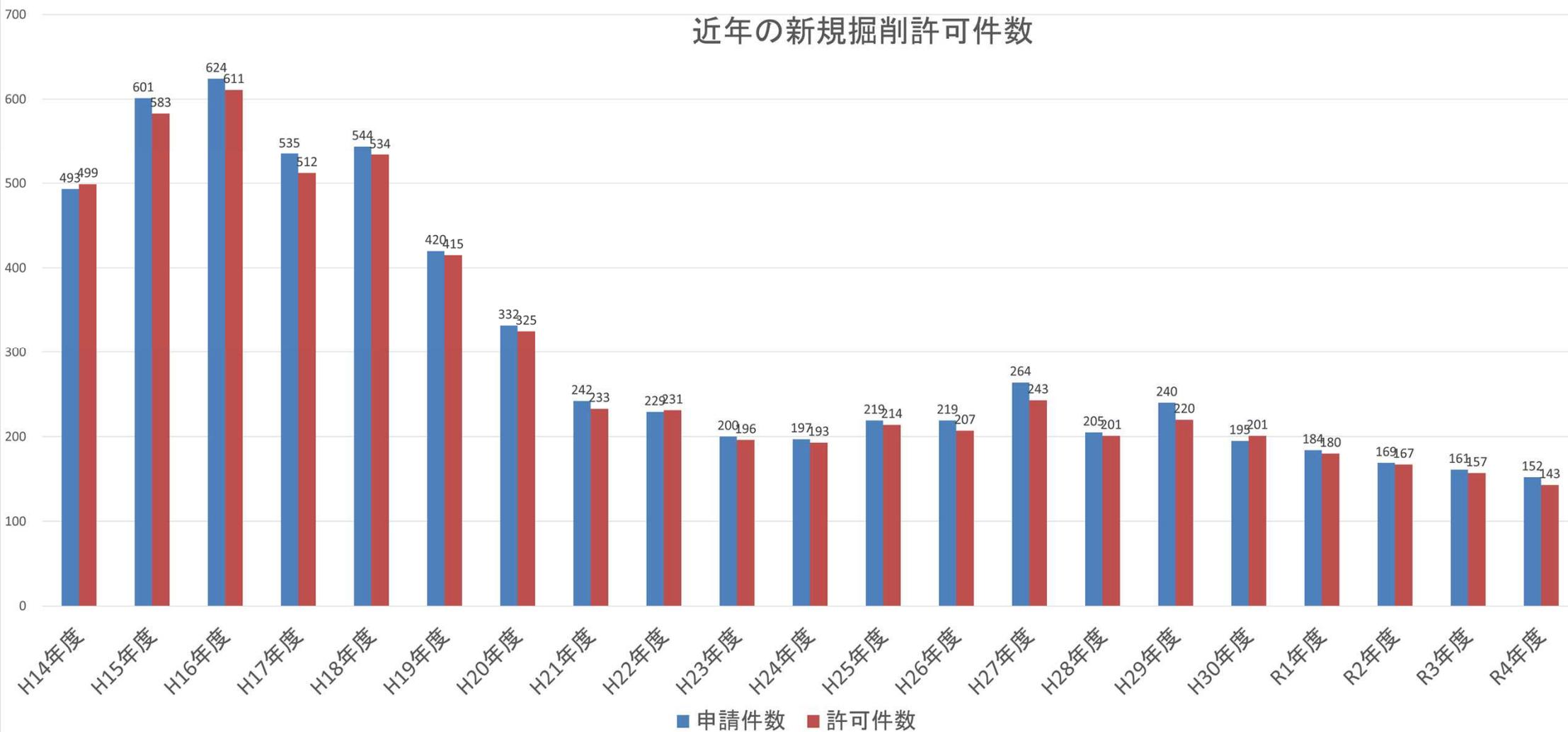


- 宿泊者数は横ばい（コロナ前の令和元年度末までの傾向）
- 温泉利用宿泊施設は減少傾向だが、公衆浴場数は増加傾向（宿泊施設と逆の動き）

近年の行政処分（掘削許可等）

近年の行政処分について（新規掘削、増掘、動力装置）

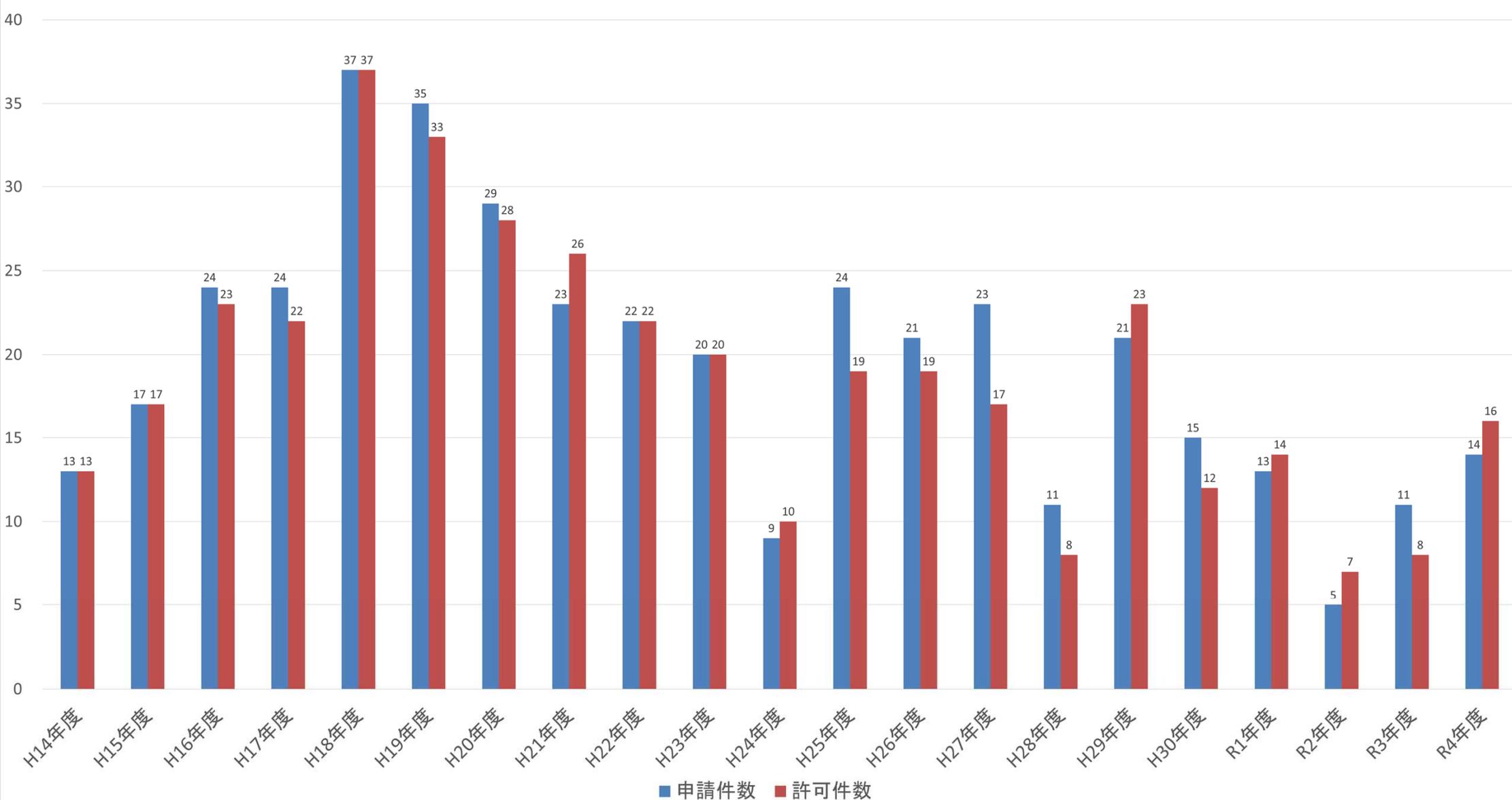
近年の新規掘削許可件数



※申請件数よりも許可件数が多いのは継続審査案件があるため。

近年の行政処分について（新規掘削、増掘、動力装置）

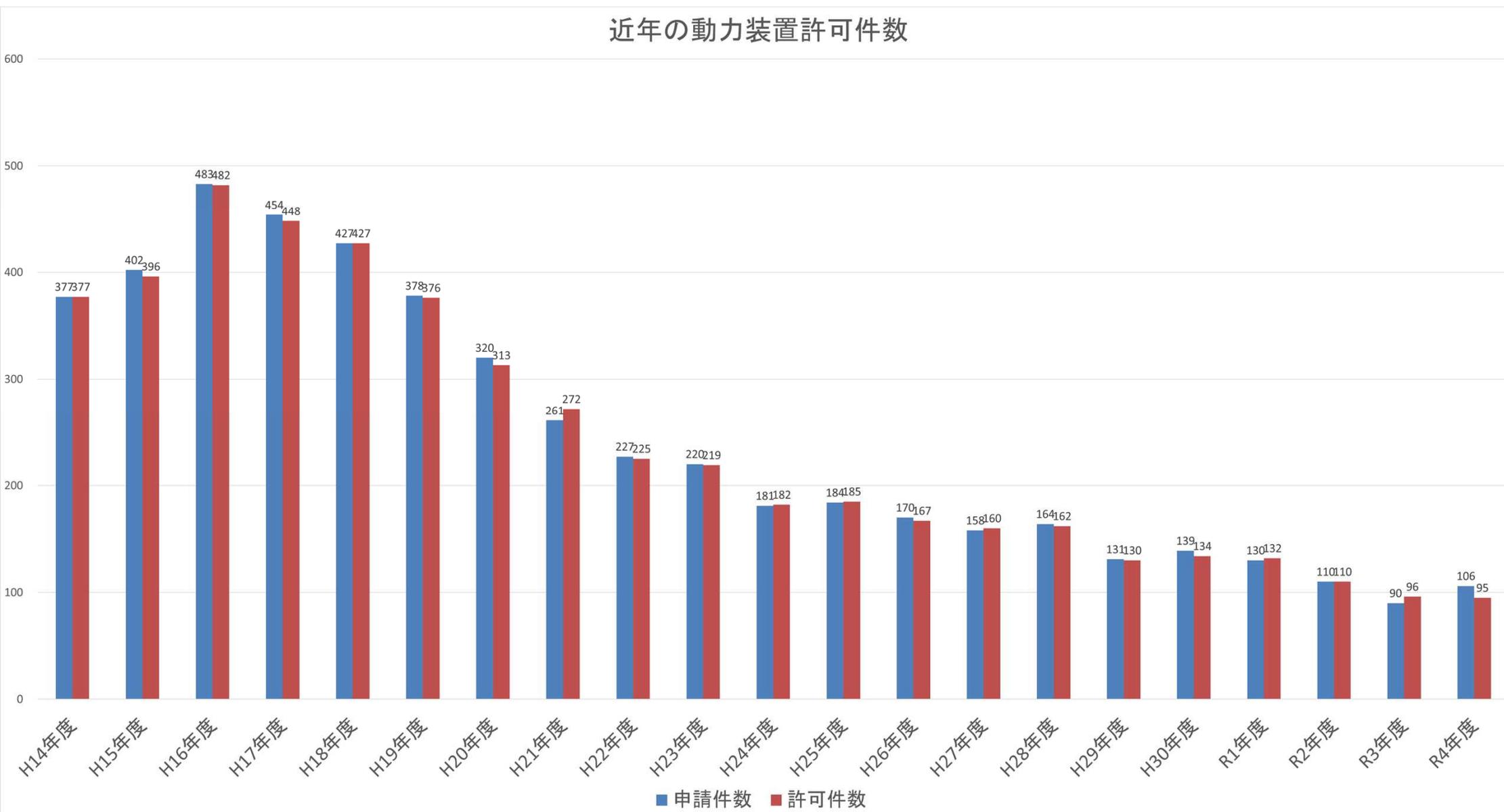
近年の増掘許可件数



※申請件数よりも許可件数が多いのは継続審査案件があるため。

近年の行政処分について（新規掘削、増掘、動力装置）

近年の動力装置許可件数



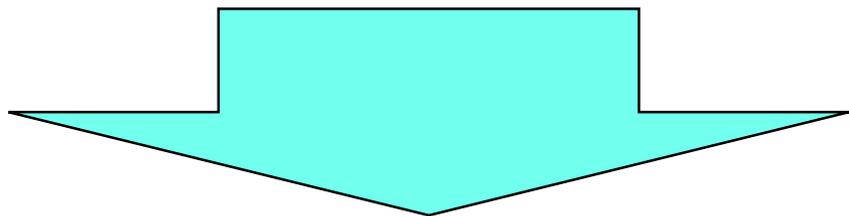
※申請件数よりも許可件数が多いのは継続審査案件があるため。

可燃性天然ガスに関する施行状況

温泉付随可燃性天然ガスに関する施行状況等調査

【可燃性天然ガスによる災害の防止のための法改正について】

平成19年6月に東京都渋谷区の温泉利用施設にて発生した可燃性天然ガスによる爆発事故を受け、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止することを目的として、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号。）が制定され、平成20年10月1日から施行されている。



都道府県における法改正の施行状況を調査するため、都道府県に対して「温泉付随可燃性天然ガスに関する施行状況調査」を実施し、可燃性天然ガス安全対策を講じているか、都道府県への許可申請手続きを行っているか、採取事業を廃止した場合の廃止届の提出状況等を把握している。

温泉法の一部を改正する法律の概要

平成19年11月30日法律第121号

法律改正の必要性

温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の危険性
(平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等)

<現行の温泉法の法目的>

温泉の保護及びその利用の適正(可燃性天然ガスによる災害防止は対象外)



<今回の法改正>

法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付ける。

改正の概要

1. 目的の改正

従来の目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

2. 温泉の採取に伴う災害の防止

(1) 温泉の採取の許可制の新設(第14条の2)

○ 温泉の採取を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生していない温泉(2)の確認を受けたものについては、許可を受けることを要しない。

(2) 災害防止措置が必要ない旨の確認(第14条の5)

温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができることとする。

(3) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令(第14条の9)

(4) 採取廃止後の措置命令(第14条の8)、緊急措置命令(第14条の10)

3. 土地の掘削に伴う災害の防止(第4条～第9条の2)



法改正以前から温泉を採取しているものを含めて、すべての採取に許可等が必要

温泉付随可燃性天然ガスに関する施行状況等調査



調査項目	件数	内容
法第34条に基づく報告徴収	321	採取状況、利用状況、可燃性天然ガス濃度等
法第35条に基づく立入検査	1,048	許可申請及びガス濃度確認申請に伴う立入、ガス濃度測定器の設置状況、ガス濃度の目視点検等
行政指導	89	火気使用禁止の掲示指示、法第34条に基づく報告をしない者に対する指導等
事業廃止の届出	68	-
(上記のうち、埋め戻し未実施)	18	※左記の全件について、埋め戻さずに営業を休止し、新たな採取者が改めて法第14条の2に基づく採取許可申請を行っている。
可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命じた事例	0	-
法第14条の2第1項（採取許可）違反	7	ガス濃度超過状態での採取許可申請未実施等

(「令和5年度温泉付随ガスに関する施行状況調査」結果)

硫化水素事故の状況

硫化水素事故の事例（重篤症状抜粋）

発生年	発生場所	概要
平成17年	秋田県（駐車場脇）	旅館付近の駐車場で宿泊客4名死亡
平成18年	長野県（沈殿槽）	清掃作業中の従業員1名が重体
平成25年	長崎県（貯湯槽）	清掃作業中の従業員2名が死亡
平成26年	北海道（分湯槽）	清掃作業中の従業員2名が死亡
平成26年	北海道（浴室）	入浴中の宿泊客が意識不明の重体（疑い）
平成26年	大分県（貯湯槽）	作業員1名が一時意識不明となる
平成27年	秋田県（温泉配管）	配管整備中の作業員等3名死亡
平成27年	群馬県（湯量湯温調整室）	作業員2名が一時意識不明となる
平成30年	長野県（浴室）	入浴中の利用客1名が一時意識不明となる
令和元年	長野県（温泉配管）	配管清掃中の施設管理者が一時意識不明となる
令和5年	福島県（野天風呂付近小屋）	野天風呂付近の小屋（外）で利用客1名が死亡
令和5年	長野県（野天風呂）	野天風呂接近時に利用客1名が一時意識不明となる

※平成26年（北海道）、30年、令和5年（長野県）の事故は、浴室（利用空間）で発生したもの。

**デジタル原則を踏まえた
温泉法の運用の合理化及び解釈の明確化等**

<経緯>

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル技術の活用により、代表的なアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、書面掲示規制等）に関する横断的な見直しが求められている。

これを受け、環境省は令和4年度からデジタル技術活用の可能性について基礎調査を行い、令和5年度において有識者による検討や追加調査等を実施の上、温泉法の運用に関するデジタル技術活用の方策に係る基礎資料をまとめ、令和6年6月に都道府県にデジタル技術活用の方策に係る通知を发出。

【構造改革のためのデジタル原則】

目視規制、定期点検規制、実地監査規制、書面掲示規制等（アナログ規制）を義務付ける法令等を徹底的に見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、新たな成長産業の創出による経済成長や人手不足の解消、生産性の向上といった効果が期待されている。

温泉法におけるアナログ規制	見直しの方向性	検討結果
可燃性天然ガスによる災害の防止に係る目視点検及び定期点検	デジタル技術の代替性や費用対効果等について調査・検討の上、デジタル技術を用いた現行の規制の合理化を検討する	掘削：マッドロギングシステム、監視カメラ 採取：検知器による常時測定、遠隔監視 等 を目視・定期点検において活用 ※活用にあたっての課題
都道府県職員の立入検査		Webカメラ、GPS（井戸設置場所特定）等のデジタル技術の活用
温泉の成分等の掲示 登録分析機関の標識 登録分析機関登録簿の閲覧	掲示・閲覧のデジタル完結（インターネットによる公開）を基本とする	インターネット等により公開することを基本とする

※活用にあたっての課題：現場の状況等を勘案した総合的な判断が必要となる場合も考えられるため、目視点検をデジタル技術で完全に代替することは困難。デジタル技術の活用によって得られる効果は、事業者の経営規模や経営状態により左右される。

国民保養温泉地の指定状況

国民保養温泉地

国民保養温泉地とは：温泉法第29条に基づき温泉の公共的利用増進のため、国民の保健休養に重要な役割を果たす温泉地として環境大臣が指定。

・昭和29年に「酸ヶ湯（すかゆ）（青森）」、「四万（しま）（群馬）」、「奥日光湯元（栃木）」を指定以降、現時点では79温泉地が指定されている。

選定基準（概要）

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉であること。
- (2) 利用する温泉の湧出量が豊富であること。なお、湧出量の目安は温泉利用者1人あたり0.5リットル／分以上であること。

第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。
- (3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障害者等への配慮に関する取組を適切に行うこととしていること。
- (4) 災害防止に関する取組が充実していること。

近年の新規・拡張指定

H29	大館ぐるみ温泉郷（秋田）、梅ヶ島温泉郷（静岡）、湯郷温泉（岡山）
H30	湯野浜温泉（山形）、みなかみ町国民保養温泉地（群馬）
R1	あつみ温泉（山形）、湯布院温泉郷（大分）
R2	南小国温泉郷（熊本）
R4	由良温泉（山形）、湯の児・湯の鶴温泉（熊本）

・「新・湯治推進プラン」の中核的な役割を期待されているものの、国民保養温泉地の知名度の向上等が課題。

（提言より抜粋）

国民保養温泉地は、その趣旨や指定温泉地の魅力が十分に知られておらず、旅行者が温泉地を選択するときの理由となり得ていない。また、温泉地側も心身のリフレッシュの場としての磨きあげや、保養のための滞在環境の整備が図られているとはいいがたい。

国民保養温泉地一覽表

(令和6年9月現在)



名称	道府県	所在地	指定年月日	名称	道府県	所在地	指定年月日
方ルス温泉	北海道	登別市	S32.9.27	美ヶ原温泉	長野	松本市	S58.3.28
二セコ温泉郷	"	磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町	S33.11.1	奥飛騨温泉郷	岐阜	高山市	S43.11.19
芦別温泉	"	芦別市	S48.3.30	白川郷平瀬温泉	"	大野郡白川村	S55.3.27
ながめま温泉	"	夕張郡長沼町	S63.7.1	小坂温泉郷	"	下呂市	S58.3.28
豊富温泉	"	天塩郡豊富町	H4.1.13	畑毛温泉	静岡	伊豆の国市、田方郡函南町	S49.3.23
酸ヶ湯温泉	青森	青森市	S29.10.11	梅ヶ島温泉郷	"	静岡市	H29.5.15
八幡平温泉郷	岩手	八幡平市	S34.9.3	久美の浜温泉郷	京都	京丹後市	H8.5.2
	秋田	仙北市、鹿角市		るり渓高原温泉	"	南丹市	H12.5.11
大館ぐるみ温泉郷	"	大館市	H29.5.15	浜坂温泉郷	兵庫	美方郡新温泉町	H3.4.16
金田一温泉	岩手	二戸市	H6.4.28	十津川温泉郷	奈良	吉野郡十津川村	S60.3.19
鳴子温泉郷	宮城	大崎市	H28.5.20	熊野本宮温泉郷	和歌山	田辺市	S32.9.29
田沢湖高原温泉郷	秋田	仙北市	S42.10.19	龍神温泉郷	"	"	H8.5.2
秋ノ宮温泉	"	湯沢市	S53.3.31	鹿野・吉岡温泉	鳥取	鳥取市	S41.7.22
蔵王温泉	山形	山形市	S33.11.1	関金温泉	"	倉吉市	S45.3.24
銀山温泉	"	尾花沢市	S43.11.19	岩井温泉	"	岩美郡岩美町	S48.3.30
碁点温泉	"	村山市	S60.3.19	三瓶温泉	島根	大田市	S34.5.5
肘折温泉郷	"	最上郡大蔵村	H元.10.16	さぎの湯温泉	"	安来市	S37.3.10
湯田川温泉	"	鶴岡市	H13.11.13	湯原温泉郷	岡山	真庭市	S31.6.15
湯野浜温泉	"	"	H30.5.23	奥津温泉	"	苫田郡鏡野町	S41.7.22
あつみ温泉	"	"	R元.10.4	湯郷温泉	"	美作市	H29.5.15
由良温泉	"	"	R4.10.7	湯来・湯の山温泉	広島	広島市	S30.7.4
岳温泉	福島	二本松市	S30.8.24	矢野温泉	"	府中市	S47.7.29
新甲子温泉	"	西白河郡西郷村	S38.4.19	依山温泉	山口	長門市	S30.7.4
土湯・高湯温泉郷	"	福島市	H11.4.20	三丘温泉	"	周南市	S36.4.1
二岐・岩瀬湯本・天栄温泉	"	岩瀬郡天栄村	H28.5.20	塩江温泉郷	香川	高松市	H14.3.29
奥日光湯元温泉	栃木	日光市	S29.10.11	湯ノ浦温泉	愛媛	今治市	H6.4.28
板室温泉	"	那須塩原市	S46.3.23	筑後川温泉	福岡	うきは市	S43.11.19
四万温泉	群馬	吾妻郡中之条町	S29.10.11	吉井温泉	"	"	"
鹿沢温泉	"	" 孺恋村	S43.11.19	雲仙・小浜温泉	長崎	雲仙市(雲仙) (小浜)	S31.6.15 S37.3.10
みなかみ町国民保養温泉地 (上牧・奈女沢・湯宿・ 川古・猿ヶ京・法師温泉)	"	利根郡みなかみ町	H30.5.23	杵岐湯本温泉	"	杵岐市	S46.3.23
芦之湯温泉	神奈川	足柄下郡箱根町	H27.5.1	天草下田温泉	熊本	天草市	S38.4.19
岩室温泉	新潟	新潟市	S38.4.19	南小国温泉郷	"	阿蘇郡南小国町	S39.6.8
六日町温泉	"	南魚沼市	S39.6.8	湯の児・湯の鶴温泉	"	水俣市	R4.10.7
関・燕温泉	"	妙高市	S47.7.29	湯布院温泉郷	大分	由布市	R元.10.4
五頭温泉郷	"	阿賀野市	H28.5.20	竹田温泉群 (長湯温泉、久住温泉郷、 竹田・荻温泉)	"	竹田市	H27.5.1
白山温泉郷	石川	白山市	S36.4.1	鉄輪・明礬・柴石温泉	"	別府市	S60.3.19
下部温泉	山梨	南巨摩郡身延町	S31.6.15	霧島温泉	鹿児島	霧島市	S34.5.5
増富温泉	"	北杜市	S40.8.5	隼人・新川渓谷温泉郷	"	"	S42.10.19
丸子温泉郷	長野	上田市	S31.6.15				
田沢・沓掛温泉	"	小県郡青木村	S45.3.24				
小谷温泉	"	北安曇郡小谷村	S46.3.23				
白骨温泉	"	松本市	S49.3.30				
				合計79か所			

「新・湯治」の取組状況

温泉

- 国民共有の資源であり、温泉地の核となり、将来世代へ引き継ぐもの
- 日本は温泉や温泉地が持つチカラを十分に活用していないのではないか

古くからの温泉地に長期滞在し、入浴して病気を治療する
「湯治」

団体旅行としての温泉地の発展
療養や保養の場としての衰退

- ストレス社会、高齢化社会であり、ワークライフバランスが求められる現代において、社会全体として、リフレッシュや健康長寿のための場づくり、仕組みづくりが重要
- 官民一体となって地方創生、観光立国（インバウンド対策）を推進

温泉地の役割を見直し、「新・湯治」を提案

新・湯治
とは

エビデンスも重視！

- 温泉入浴に加えて、周辺の**自然**、**歴史・文化**、**食**などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者と**ふれあい**、心身ともに元気になること
- 年代、国籍を問わず楽しめる
- 長期滞在を行うことが効果的

新・湯治推進プラン

- ・ 「新・湯治」を提供する場としての新しい温泉地のあり方、環境省や関係機関に求めることをまとめたもの

楽しく、元気になるプログラムの提供

- ・ 泉質、地域資源を活かしたプログラムの提供
- ・ 多様な温泉地間の連携による情報発信等
- ・ 年代、国籍を問わず、長期滞在しやすい宿泊プランづくり

温泉地の環境づくり

- ・ 外湯めぐりの充実といった「にぎわいの創出」
- ・ 周辺の自然環境等の地域資源を一体的に評価し、持続的な利用（温泉熱利用、モニタリング）
- ・ 温泉地を拠点とした広域周遊、国立公園満喫プロジェクトとの連携

「新・湯治」の効果の把握と普及、全国展開

- ・ 温泉地全体の療養効果等を科学的に把握し、その結果の情報発信
- ・ 統一フォーマットの提示により、全国的なデータの蓄積、評価、公開
- ・ ストレス社会、健康長寿社会における重要性を踏まえた準備

推進体制の構築等

- ・ 地域会社設立や観光組織（DMO等）の活用による体制づくり、財源確保
- ・ 地域外の民間企業等との連携
- ・ 関係省庁の連携

国民保養温泉地が
中核的・先進的な役割

「新・湯治推進プラン」実現に向けた環境省ロードマップ

1 「チーム新・湯治」の活動を展開します。	「新・湯治」の考えを共有する地域、自治体、団体等を「チーム新・湯治」として緩やかにネットワークでつなぎ、互いに情報・意見交換するとともに、温泉地と企業等のマッチングを促進します。
2 全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクトを実施します。	温泉地で過ごすことのリフレッシュ効果等を把握する調査を全国で実施し、結果を温泉地のPR等に活用します。
3 温泉熱の有効活用を進めます。	温泉熱の有効活用は、温暖化対策や地域経済の安定に重要ですが、活用が進んでいるとは言えません。ガイドラインなどのツールを作成して普及を図るとともに、補助事業の効果的な運用を行います。
4 国民保養温泉地の活用方法を検討します。	国民保養温泉地は、国民の保養・休養の場として環境省が指定している温泉地であり、「新・湯治推進プラン」の中核的な役割を担うことが求められます。国民保養温泉地の社会的な意義の改めて見直し、その向上に努めます。
5 インバウンド対策を推進します。	外国人旅行者のニーズが多様化する中で、温泉地への旅行者も増加傾向にあります。「チーム新・湯治」において、インバウンドをテーマとしたセミナーを開催するなどにより情報提供などを行います。

チーム新・湯治とは

- ✓ 温泉地を中心とした自治体、団体、企業等による**多様なネットワークづくり**を目指した取組
- ✓ 本ネットワークを通じて、温泉地において多種多様な連携が生まれ、これまでになかった新しい取組が展開されることが期待

チーム新・湯治に入ると

- ✓ 参加費は無料
- ✓ 環境省ホームページ、メルマガ配信（月1回）、全国温泉地サミット及びセミナー等、様々なチャンネルを通じて情報共有を行い、チーム員間での意見交換の場を設定
- ✓ モデル事業による取組支援の対象に

440※以上の団体・個人が参加
チーム員は
引き続き募集中

※令和6年9月時点

元気になる温泉地での様々な過ごし方



全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト (3カ年調査結果(平成30年度-令和2年度))

新・湯治湯

温泉地の協力を得て、温泉地全体で得られる療養効果を全国初の統一フォーマットで把握し、全国の温泉地の視点に立って情報発信するため、平成30年度より3年分(11,830件)の調査結果をとりまとめたもの。

結果① 温泉地滞在後は心身に良い変化が得られた

結果② ゴルフや登山などの運動、周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどのアクティビティを行うこと等が、より良い心身への変化に関連

結果③ 長期間の温泉地滞在ではなくても日帰りや1泊2日、年間を通して高頻度で温泉を訪れることで、心身への良い影響

全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト (3カ年調査結果(平成30年度-令和2年度))

新・湯治®

■主な調査結果

(1) 温泉地訪問・利用後の主観的变化

①温泉地訪問の主観的な感想(複数回答)



②温泉地利用後の心身の主観的变化(複数回答)



- 温泉地訪問の主観的感想では、「癒された」「わくわく、楽しかった」「リフレッシュできた」「よい思い出ができた」を9割以上の者が実感し、良好な変化があった。
- 温泉地利用で、「健康」「幸せを感じる」「睡眠」「肌」「ストレス」「疲労」「ゆううつな気分」など多くの主観的項目で改善していた。

全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト (3カ年調査結果 (平成30年度 - 令和2年度))

(2) アクティビティ (ゴルフ登山などの軽い運動、周遊観光、エステ等) の実施の有無と温泉地滞在前後の主観的変化の関連 (有意差のあったものから抜粋)



温泉に浸かるだけでなく、軽い運動や周辺観光や食べ歩き、マッサージやエステなどのなんらかのアクティビティに参加すると、心身の主観的変化で改善した者の割合が高かった。

(3) 1回あたりの温泉地滞在期間と滞在前後の心身の主観的変化の関連 (有意差のあったものから抜粋)



「日帰り」「1泊2日」の短期間の温泉地滞在でも一定の改善傾向が認められ、十分な時間が取れない人においても一定の療養効果の享受が可能。

地域共生型地熱利活用に向けた環境省の取り組み

環境省による地熱開発の加速化支援策について

< 環境省における地熱開発加速化プラン >

(令和3年4月27日 小泉環境大臣発表)

- 地熱開発プロジェクトを加速化させるために、自然公園法や温泉法の運用見直し等の実施に加え、環境省自らが率先して行動。
- 改正地球温暖化対策推進法に基づく再エネの促進区域の指定
- 温泉事業者等の地域の不安※や自然環境への支障を解消するための科学データの収集・調査を実施し、円滑な地域調整による案件開発を加速化する。(データ収集・調査：熱源探査を含めた自然環境の詳細調査、地産地消型・地元裨益型の地熱のあり方検討、温泉モニタリング)



10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年程度短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数(自然公園区域外を含む)を約60施設(2019年3月時点)から倍増させることを目指す。

環境省による地熱開発加速化プランの進捗状況

【環境省による地熱開発加速化プラン（2021年4月27日発表）】

「10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年程度短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）を現在（※）の約60施設から倍増させることを目指す。」

⇒最新（2023年3月末時点）の施設数は、100施設

※2019年3月時点（2021年4月時点において公表されていた最新の数字）

	実施済（2021）	実施中（2022～2029）	2030
地熱発電施設数 66地点	<ul style="list-style-type: none"> • 自然公園法 • 温泉法 <p>の運用見直し (2021年9月30日通知 発出) 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IoT活用の温泉モニタリング事業の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国18地域 22箇所で実施中(R6.3時点) • 地域伴走支援の本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地熱開発が盛んな地域の地方環境事務所等に8名の地熱専門官の定員を措置(R6.3時点) • 温対法における促進区域の指定の促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 促進区域の設定に向けて自治体を実施するゾーニングに対して財政面等の支援。 ➢ 温対法を活用した案件形成に向け、資源エネルギー庁が事業者に働きかけを行うなど連携して対応。 	●地熱発電施設数倍増

温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう地熱発電の開発のための温泉の掘削等を対象としたものであり、**地熱開発の各段階における掘削等の許可又は不許可の判断基準について、一定の考え方を示すもの。**

（地方自治法に基づく技術的助言・「温泉資源の保護に関するガイドライン」の分冊）

平成24年策定、平成26・29・令和3・5・6年改訂（定期的な改訂は5年度毎）

○ 地熱資源の一般的概念

- ・地熱に関する一般的な知識、地熱発電の仕組み、用語等を紹介

○ 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方

- ・地熱開発のための調査の一般的段階と掘削内容の関係を示した上で、許可の判断に有益な情報や方法等を提示
- ・大規模な地熱開発における地熱貯留層の規模に応じた全体計画を加味した掘削許可
- ・温泉の生成機構分類と地熱開発による温泉への影響の可能性を整理

○ 関係者に求められる取組等

- ・温泉事業者、地熱発電事業者等によるモニタリングの重要性
- ・モニタリング結果等の情報の共有・公開
- ・関係者間の合意形成（協議会等の設置）
- ・モニタリングと順応的管理

